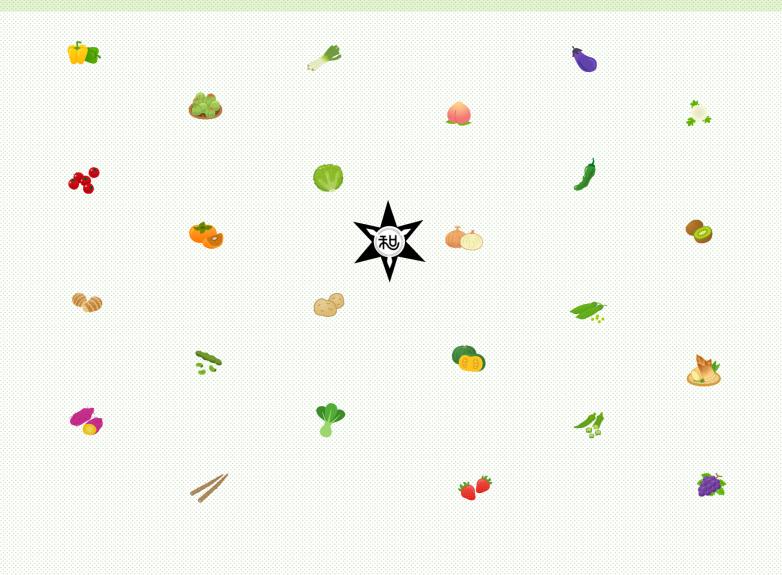


第2次和歌山市農業振興基本計画

~みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業~

都市農業振興指針



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 都市農業振興のための産官学包括連携協定	4
第2章 和歌山市農業の現状と課題	5
1 和歌山市の農業	6
●和歌山市の概要	
●農業の基本的な動向	7
●ブロックごとの農業の特徴	13
●四季の郷公園の役割	15
2 第1次計画の評価	16
3 和歌山市農業の現状把握から分かる成果と課題	18
第3章 和歌山市農業の将来像と基本的な考え方.	23
1 将来像と計画の体系	24
2 5つの基本方針とその考え方	25
第4章 基本目標を実現するための推進方針	27
基本方針1 担い手の育成・確保	30
基本方針2 農地の保全と生産基盤の充実	33
基本方針3 豊かな産地の育成	36
基本方針4 農業と環境の共生	38
基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化	41
資料編	44
田語集	$\Delta\Delta$

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第5次和歌山市長期総合計画(以下、「長期総合計画」という。)の農業分野の個別計画として、平成29年6月に和歌山市農業振興基本計画(以下、「第1次計画」という。)を策定し、目指すべき将来像として基本目標を「みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業」と定め、5つの基本方針ごとに具体的な取組や成果目標を明確にした上で、諸施策を体系的に実施し、農業振興を行ってきました。

しかし、昨今の農業を取り巻く情勢は厳しく、農業者の高齢化や農家数の減少、これに伴う耕地面積の減少、大規模災害による農作物・農業用施設への被害、有害鳥獣による農作物被害、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響など、多くの課題に直面しています。

一方で、急速に進展するデジタル技術の食料・農業分野への応用と、こうした技術を活用する農業者の育成、海外販路の開拓など国内外の社会・経済の変化、SDGsの目標達成、みどりの食料システム戦略の目指す姿と取組方向にも的確に対応することが求められています。

また、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、わが国の市街化区域内における農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換されるなど、都市農業の果たす役割への期待は、ますます大きくなっています。

こうした農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、第1次計画の具体的な取組や成果目標を見直すとともに、和歌山市全域で営まれる農業を都市農業と定義し、この都市農業の特性を生かした多様性のある農業施策を計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第2次和歌山市農業振興基本計画(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、「都市農業振興基本計画」及び「みどりの食料システム戦略」、和歌山県の諸施策の方向性を踏まえつつ、和歌山市(以下、「本市」という。)が目指す将来都市像「きらり輝く元気和歌山市」の基本方針を示した長期総合計画の農業分野の個別計画として、基本目標の「みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業」を達成するために、5つの基本方針ごとに具体的な取組や成果目標を明確化するもので、「都市農業振興基本法」に規定する都市農業の振興に関する地方計画に位置づけることとします。

本計画に基づき、長期総合計画に示された将来都市像を「農業」を中心とした視点から実現を図ることを目指します。

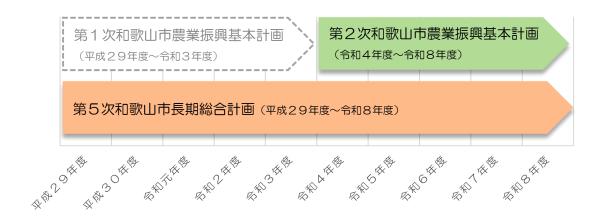
また、産業や都市計画分野などの本市の関連計画と連携・協調を図りながら、計画の推進を図ります。

本計画との主な関連計画 国 都市農業振興基本計画 みどりの食料システム戦略 食料・農業・農村基本計画 和歌山市 わかやま 農業協同組合 第5次和歌山市長期総合計画 第7次 地域農業振興計画 第2次 和歌山市農業振興基本計画 その他関連計画 和歌山農業振興地域整備計画 和歌山市都市計画 人・農地プラン マスタープラン 第2次和歌山市食育推進計画 など など

3 計画期間

本計画は、目標年度を令和8年度とします。

また、社会・経済情勢の変化に応じ、随時、見直すこととします。



4 都市農業振興のための産官学包括連携協定

本市都市農業を持続的に発展させるために、国立大学法人和歌山大学、わかやま農業協同組合、本市の3者により、令和3年8月に「都市農業振興のための産官学包括連携協定」を締結し、これまで以上に広く連携・協力を進めています。

具体的な連携・協力事項

- (1)都市農業に関する研究の実施に関すること
- (2) 都市農業に関する研究、技術、施策の情報の交換に関すること
- (3) 都市農業の担い手育成、学生への食農教育に関すること
- (4) 施設、フィールド等の相互利用に関すること
- (5) 都市農村交流など都市農業の多面的役割への理解促進に関すること
- (6) その他、都市農業の振興に資するために必要な事項に関すること

(都市農業振興のための産官学包括連携協定より抜粋)

第2章 和歌山市農業の現状と課題

1 和歌山市の農業

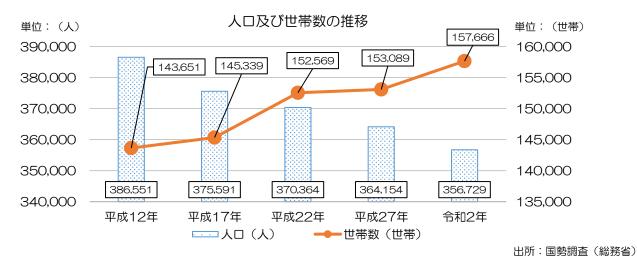
●和歌山市の概要

和歌山市は、和歌山県の北西端に位置し、北は大阪府岬町・阪南市、南は海南市、東は岩出市・紀の川市に接し、西は紀淡海峡を隔てて兵庫県・徳島県に相対しています。

本市の面積は、令和2年7月1日時点で208.85km(南北17.5km、東西29.0km)、人口は、令和2年の国勢調査では356,729人、世帯数は、157,666世帯となっています。

気候は、瀬戸内海気候区に属しており、比較的雨が少なく温暖で、令和2年の平均気温は17.5℃、降水量は年間1,657.5mmとなっています。

交通は、関西国際空港をはじめ、鉄道や阪和自動車道などの道路網が整備され、京阪神市場へのアクセスが容易であり、都市近郊の特徴を生かした都市農業を行うことができる恵まれた環境下にあります。





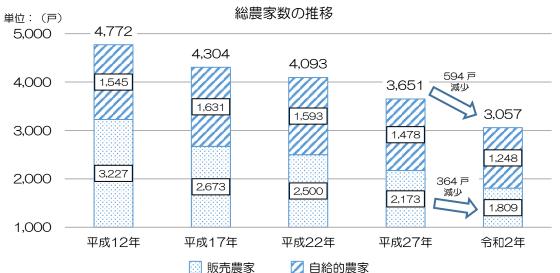
出所:気象データ(気象庁)

●農業の基本的な動向

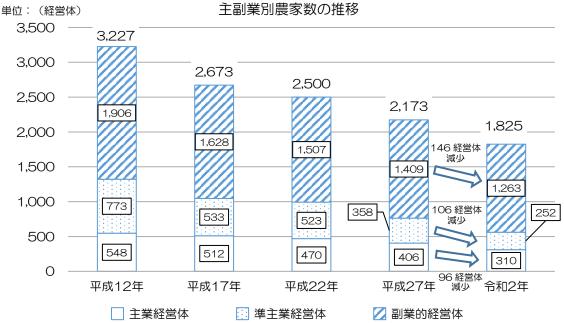
(1)農家の動向

総農家数は、令和2年時点で3,057戸あり、平成27年と比べると594戸(16.3%)減少しています。その内、販売農家は、令和2年時点で1,809戸であり、平成27年と比べると364戸(16.8%)減少しています。

令和2年時点で、個人経営体に占める主業経営体は310経営体、準主業経営体は252経営体、副業的経営体は1,263経営体であり、平成27年と比べると、それぞれ96経営体(23.6%)、106経営体(29.6%)、146経営体(10.4%)減少しています。



出所:農林業センサス(農林水産省)



出所:農林業センサス(農林水産省)

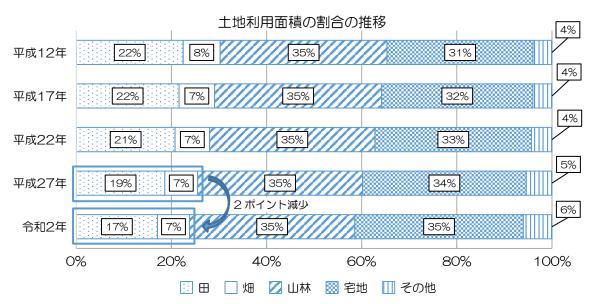


(2)農地の動向

土地利用面積の割合は、令和2年時点で農地(田と畑の合計)は24%となっており、平成27年と比べると2ポイント減少しています。

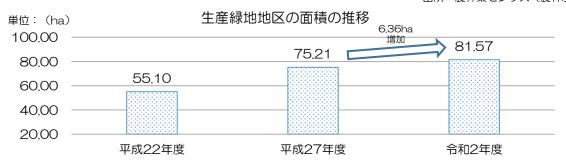
耕地面積は、令和2年時点で2,710ha あり、平成27年と比べると150ha (5.2%)減少しています。

生産緑地地区の面積は、令和2年度時点で約81.57ha あり、平成27年度と 比べると約6.36ha(8.46%)増加しています。



出所:固定資産の価格等の概要調書(総務省)





出所:生産緑地地区の都市計画決定状況(国土交通省) ※本市における生産緑地制度の導入は平成18年度から

(3) 経営規模面積規模別面積の面積割合の推移及び耕作放棄地面積の推移

経営規模面積規模別面積の面積割合は、平成17年以降1ha 未満の経営耕地面積が年々減少し、1ha 以上の経営耕地面積が増加しています。

耕作放棄地面積は、平成12年から平成22年までは年々増加しましたが、平成27年には減少しました。

経営規模面積規模別面積の面積割合の推移

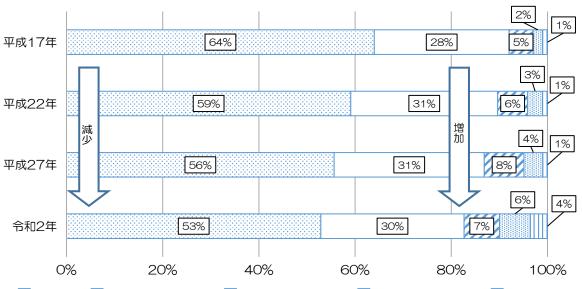
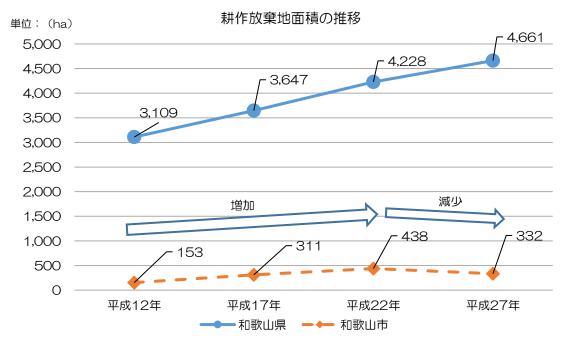


図 1ha未満 □ 1ha以上~2ha未満 Ø 2ha以上~3ha未満 図 3ha以上~5ha未満 U 5ha以上

出所:農林業センサス(農林水産省) ※平成 12 年は統計なし



出所:農林業センサス(農林水産省) ※令和 2 年は統計なし



(4) 本市で栽培している農産物

水田では、水稲を中心としてキャベツ、はくさい等が作付けされています。畑地は 全国有数の砂地地帯であり、露地栽培では、だいこん、にんじん等が、施設栽培で は、しょうが、ほうれんそう等が作付けされています。樹園地では、みかんをはじ め、いちじく、うめ等が栽培されています。

また、本市布引で生産されているだいこんは、令和3年5月に「わかやま布引だいこん」として地理的表示(GI)保護制度に登録され、本市のブランドとして確立されています。

◆野菜(令和元年出荷量順)

▼1/ ※ (□/11/14	平成2		平成2	29年	平成3	30年	令和	元年
	作付 面積	出荷量	作付 面積	出荷量	作付 面積	出荷量	作付 面積	出荷
	шт <u>я</u> (ha)	重 (t)	шт <u>я</u> (ha)	≇ (t)	шт <u>я</u> (ha)	重 (t)	面損 (ha)	≇ (t)
秋冬だいこん	73	6,800	72	5,360	72	6,100	72	6,160
秋冬はくさい	66	5,100	67	4,410	64	4,730	69	5,350
冬キャベツ	94	3,610	94	2,290	92	3,380	93	3,220
春夏にんじん	42	2,120	42	2,150	42	2,150	42	2,320
しょうが	38	2,740	36	2,570	30	2,050	36	2,100
春キャベツ	59	2,030	56	1,860	57	1,920	56	1,650
トマト	0	863	8	872	8	937	8	412
春はくさい	8	347	7	370	6	372	7	321
ブロッコリー	23	333	23	288	32	310	32	310
ほうれんそう	27	292	25	280	20	291	25	292
きゅうり	2	107	2 147		2	136	3	167
ピーマン	8	200	5	5 174 4		170	4	165
ねぎ	18	337	17	292	10	171	12	142
なす	4	195	3	150	3	150	3	133
ミニトマト	2	170	2	152	2	152	2	118
冬レタス	2	42	2	38	3	57	3	57
たまねぎ	1	44	1	43	1	43	1	50
ししとう	2	31	2	31	1	28	1	27
秋冬さといも	3	21	3	20	3	20	3	20
そらまめ	6	21	5	21	3	15	3	18
春植えばれいしょ	2	11	2	11	2	11	2	11
かぼちゃ	1	11	1	8	1	8	1	10
うすいえんどう	2	2	2	2	1	2	1	1
きぬさやえんどう	0	0	0	0	1	0	1	1

出所:市町村別統計数値(市町村別統計検討協議会(和歌山県))



◆米

	平成2	28年	平成2	平成29年		平成30年		元年
	作付	収穫	作付 収穫		作付 収穫		作付	収穫
	面積	量	面積	面積量		面積量		量
	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)
水稲	1,640	8,570	1,600	8,320	1,560	7,940	1,550	7,900

出所:作況調査(農林水産省)

◆果樹(令和元年出荷量順)

	平成2	28年	平成2	29年	平成3	30年	令和元年		
	栽培	出荷	栽培	出荷	栽培	出荷	栽培	出荷	
	面積	量	面積	量	面積	量	面積	量	
	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)	
みかん	299	4,790	285	4,340	285	4,420	285	4,380	
はっさく	35	790	33	708	33	708	33	708	
その他柑橘類	22	267	20	265	20	265	20	268	
うめ	24	159	25	160	25	160	24	145	
もも	16	140	16	152	15	145	15	135	
かき	22	96	22	96	21	91	21	90	
すもも	3	28	3	26	3	44	3	40	
キウイフルーツ	1	29	1	29	1	29	1	27	

※「いちじく」は、みかんに次いで本市にて栽培されているが、統計情報なし。

出所:市町村別統計数値(市町村別統計検討協議会(和歌山県))

◆花き(令和元年出荷量順)

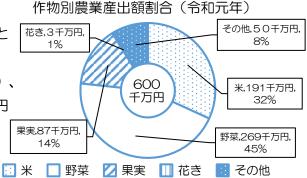
	平成2	28年	平成2	29年	平成3	30年	令和元年		
	作付	出荷	作付	出荷	作付	作付 出荷		出荷	
	面積	面積 量 面積		量	面積	量	面積	量	
	(a)	(千本)	(a)	(千本)	(a)	(千本)	(a)	(千本)	
ばら	201	1,030	199	988	199	988	193	970	
きく	50	138	50	138	50	138	45	120	

出所:市町村別統計数値(市町村別統計検討協議会(和歌山県))

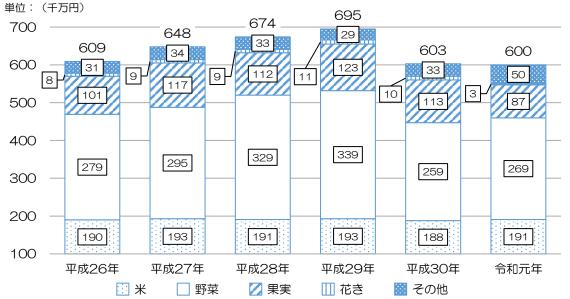
(5) 農業産出額と農産物の販売規模

農業産出額は、令和元年値は600千万円と なっています。

作物別の内訳は、米191千万円(32%)、 野菜269千万円(45%)、果実87千万円 (14%)、花き3千万円(1%)、その他 50千万円(8%)となっています。



農業産出額の推移

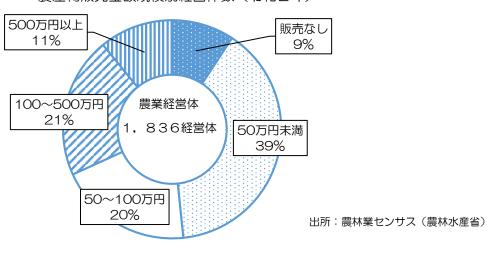


出所:市町村別農業産出額(市町村別統計検討協議会(和歌山県))

※農業産出額は、平成26年から統計の集計方法が見直され、平成26年分については、従来の集計方法 による値745千万円と新しい集計方法による値609千万円が示されています。

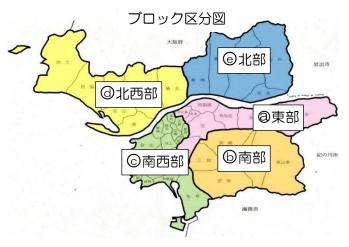
農産物の販売金額規模は、50万円未満が48%と約半数を占め、500万円以上は、 わずか11%にとどまっています。

農産物販売金額規模別経営体数(令和2年)

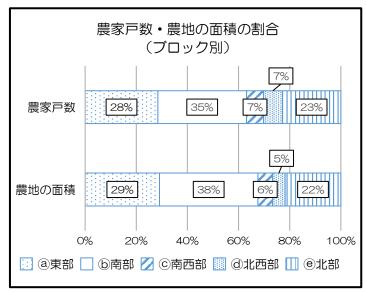


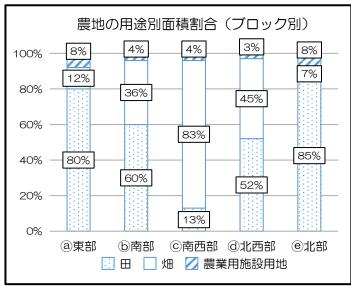
●ブロックごとの農業の特徴

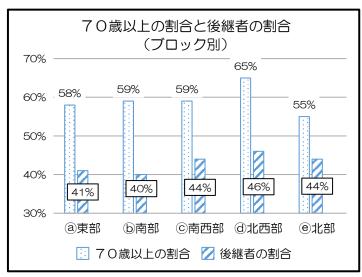
本市内には、水田地帯、砂地地帯、果樹地帯など地域ごとの特徴があるため、様々な営農形態があり、大きく分けると5つのブロック(東部、南部、南西部、北西部、北部)に区分できます。5つのブロックの特徴は、次のとおりです。

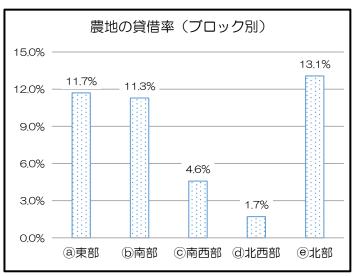


ブロック	対象地区						
の東郊	宮、宮北、四箇郷、中之島、宮前、西和佐、						
②東部	和佐、小倉						
⑥南部	三田、岡崎、安原、東山東、西山東						
	本町、城北、広瀬、雄湊、新南、大新、						
②南西部	吹上、砂山、高松、雑賀、芦原、雑賀崎、						
	和歌浦、名草、今福、田野						
②北西部	湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見、西脇、						
(Walier of the Control of the Contro	加太						
② 北部	有功、直川、川永、紀伊、山口						









出所:農地台帳(和歌山市農業委員会、令和3年9月1日時点)



a 東部ブロックの特徴

本市全域の28%の農家が、本市全域の29%の農地を耕作しており、その内、8 0%が水田地帯で、水稲が盛んに行われており、水田裏作として、キャベツ、はくさい やほうれんそうなどの軟弱野菜等が作付けされています。

b 南部ブロックの特徴

本市全域の35%の農家が、本市全域の38%の農地を耕作しており、その内、6 0%が水田地帯、36%が果樹地帯で、水田地帯では水稲が、果樹園ではみかん等が盛んに栽培されています。

c 南西部ブロックの特徴

本市全域の7%の農家が、本市全域の6%の農地を耕作しており、その内、83%が砂地地帯で、だいこん、にんじん、新しょうが等が盛んに作付けされています。

d 北西部ブロックの特徴

本市全域の7%の農家が、本市全域の5%の農地を耕作しており、水田地帯が52%、砂地地帯が45%で、水田地帯では水稲が、砂地地帯では新しょうが等が盛んに作付けされています。

e 北部ブロックの特徴

本市全域の23%の農家が、本市全域の22%の農地を耕作しており、85%が水田 地帯で、水稲が盛んに行われており、水田裏作としてキャベツ、はくさいやほうれんそ うなどの軟弱野菜等が作付けされています。

全てのブロックの共通点

本市全域(全てのブロック)において、農業者の高齢化と後継者不足が見受けられ、農地の貸借もそれほど進んでいない状況です。

●四季の郷公園の役割

四季の郷公園は、本市東山東地区にある農業公園で、25.5haの広大な敷地を有し、四季を通じて「自然」と「農業」に親しむことができる公園です。

農業体験農園「土の農園」、農産物直売所「水の市場」、地域食材レストラン「火の食堂」、バーベキューエリア「炎の囲炉裏」があり、"農にふれる・自然を体感する・食を楽しむ"をコンセプトとした道の駅の機能も備えています。

また、和歌山南スマートICから車で5分という関西国際空港や京阪神工リアからの良好なアクセス環境にあります。



農業体験農園 【土の農園】



農産物直売所【水の市場】



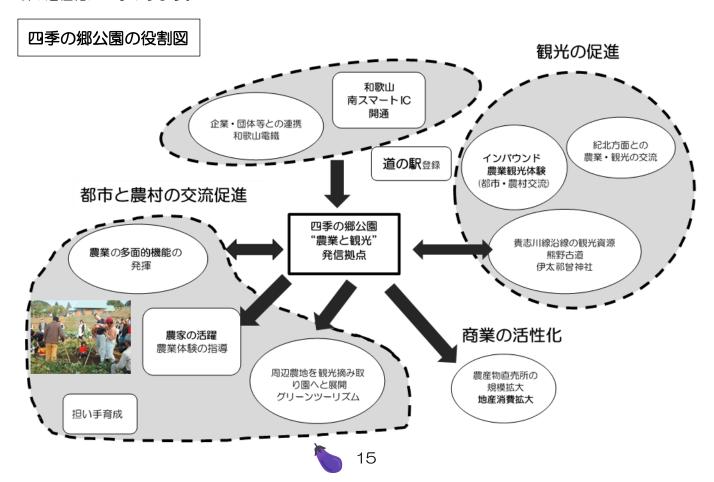
地域食材レストラン【火の食堂】



バーベキューエリア 【炎の囲炉裏】

農業体験農園「土の農園」では、農作業や収穫体験、料理教室などの講習会を通じて地域農業の魅力を発信することで、都市と農村の交流を図り、担い手の育成、周辺農地の活用及び産業の創出が期待できます。

また、情報発信拠点である「道の駅」の機能を生かし、体験型観光施設として周辺農村地域との調和、連携を図りながら、農泊を推し進めるなど、グリーンツーリズムを推進することにより、観光資源の魅力向上や地域の活性化につながります。



2 第1次計画の評価

第1次計画に基づき、施策項目ごとに目標となる指標(22項目)を設定し、その達成を目指し、本市の農業振興を図ってきました。

本計画を策定するにあたり、設定した指標(22項目)の目標値の達成度について評価 を行いました。

評価方法

指標(22項目)の目標値と最新値(令和元年の値、令和2年の値又は令和2年度の値)を照らし合わせ、以下のとおりとします。なお、5年間累計で評価を行う指標については、5年間の実績値を合算し、5で除した値を基準値と比較して評価を行うものとします。

0	目標値に到達した
0	目標値には到達していないが基準値と比べて改善した
Δ	基準値と比べて変化がない又は目標値から遠ざかった
_	評価できなかった

評価結果

記号	評価数	全体に占める割合
0	4項目	18. 1%
0	6項目	27. 3%
Δ	1 0項目	45. 5%
_	2項目	9. 1%

指標(22項目)の目標値の内、「目標値に到達した」指標は4項目(18.1%)、「目標値には到達していないが基準値と比べて改善した」指標は6項目(27.3%)、「基準値と比べて変化がない又は目標値から遠ざかった」指標は10項目(45.5%)でした。

平成29年度から令和3年度まで、5つの基本方針に基づき諸施策を体系的に講じてきましたが、大規模災害による農作物・農業用施設への被害や新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響など、農業を取り巻く情勢の変化等により、目標値に到達できていない指標が72.8%と大半を占めています。

評価結果を受け、5つの基本方針ごとに現状を把握するとともに、成果と課題を明確に し、令和4年度から令和8年度まで行う諸施策を見直すこととします。

第1次計画の達成率及び評価

	基本方針	施策		施策項目	指標(22項目)	単位	平成27年度 (基準値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (最新値)	令和3年度 (目標値)	達成率	評価	
1		0 40.5-5	(1)	認定農業者等の 育成・支援	認定農業者数 【基本方針1の主要指標】	人	311	326	267	241	174	194	325	60%	Δ	
2	1 担い手の	① 担い手の育成	(2)	農地所有適格法人等 への支援	法人化している農業経営体数	経営体	6	6	10	8	7	7	9	78%	0	
3	育成•確保	@ #U.F.o.te/P	(1)	多様な担い手の確保	新規就農者数	Д	10	17	6	17	10	9	5年間 累計 60	98%	0	
4		② 担い手の確保	(2)	その他の支援	農業者年金への新規加入者数	人	1 (平成27年)	O (平成28年)	6 (平成29年)	4 (平成30年)	3 (令和元年)	2 (令和2年)	5年間 累計 5	300%	0	
5			(1)	優良農地を保全する 土地利用計画	農用地区域の設定率	%	48.3 (平成27年)	48.3 (平成28年)	42.5 (平成29年)	42.5 (平成30年)	42.5 (令和元年)	42.5 (令和2年)	42.8	99%	Δ	
6		① 農地の保全と	(2)	耕作放棄地等の発生 防止及び解消への対策	遊休農地解消対策事業を活用して解消 した遊休農地の面積	ha	0,66	1.66	1.53	1.21	1.62	1.75	2.00	88%	0	
7	2 農地の保全 と生産基盤	有効活用	(3)	担い手への農地等	担い手への集積率 【基本方針2の主要指標】	%	15.4	16.4	15.4	14.8	15.8	12.9	20.0	65%	Δ	
8	の充実			の利用集積	農地中間管理事業のマッチング実績	ha	0.9 (平成27年)	15.3 (平成28年)	10.6 (平成29年)	15.0 (平成30年)	14.6 (令和元年)	21.2 (令和2年)	20.0	106%	0	
9		② 農業生産基盤等	(1)	農業生産基盤と関連	農業生産基盤の工事件数	件	39	29	25	29	19	22	40	55%	Δ	
10		の維持・整備		施設の維持・整備	整備工事延長距離	m	2,342	1,642	2,075	1,687	1,175	975	2,400	41%	Δ	
11					農業産出額	【旧】 千万円	745 (平成26年)	_	_	-	-	-	745		Δ	
		① 農産物の	(1)	(1) 複合経営への転換支援	【基本方針3の主要指標】	【新】 千万円	609 (平成26年)	648 (平成27年)	674 (平成28年)	695 (平成29年)	603 (平成30年)	600 (令和元年)	609	99%		
12		生産振興			水稲以外への転作面積	ha	746.4	762.0	794.6	766.2	860.4	878.3	746.4	118%	0	
13	3 豊かな産地 の育成		(2)	農業用機械や農業近代 化施設等の導入支援	農業用機械等の購入にかかる費用への 補助件数	件	22	不採択	不採択	1	1	不採択	22	評価不可	_	
14			(1)	本市ブランドの 創出支援	薬草栽培面積	ha	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.75	0%	Δ	
15		② 産地強化に 向けた取組	(2)	本市の農産物の販路		本市農産物の出荷量	t	32,692 (平成27年)	38,527 (平成28年)	33,636 (平成29年)	33,485 (平成30年)	28,848 (令和元年)	28,848 (令和元年)	32,692	88%	Δ
				拡大支援	不可及圧物の人口的重	干本	1,238 (平成27年)	1,168 (平成28年)	1,126 (平成29年)	1,126 (平成30年)	1,090 (令和元年)	1,090 (令和元年)	1,238	3373		
16		① 環境への配慮	(1)	安心・安全な農産物の 供給支援	環境保全型農業への取組団体数	団体	О	0	0	0	0	0	3	0%	Δ	
17	4 農業と環境 の共生	○ ≫450 (03B0VB)	(2)	鳥獣被害対策等への 取組	防護柵設置補助件数	件	43	58	69	80	60	50	80	63%	0	
18		② 農業の多面的 機能の活用	(1)	中山間地域の保全及び 農業に接する機会の提供	中山間地域の農地保全面積 【基本方針4の主要指標】	ha	36.1	36.9	36.1	36.1	36.1	31.7	36.1	88%	Δ	
19		 関係団体等との 連携強化 	(1)	他分野を含めた団体・ 企業等との広域連携の強化	6次産業化への取組者数 【基本方針5の主要指標】	人・ 団体	О	0	0	0	0	1	2	50%	0	
20	5 農業振興の ためのネッ	② 国内外への	(1)	国内への プロモーション	ホームページ更新回数	0	o	5	7	12	36	28	12	233%	0	
21	ためのネッ トワーク 強化	情報発信	(2)	海外への プロモーション	海外向け本市農産物のPRパンフレット等の作成費補助件数	件	o	_	0	0	見直り	l .	5年間 25 累計 25	評価不可	-	
22		③ 食育の推進	(1)	食育及び地産地消の 推進・啓発	食育に関心を持っている市民の割合	%	71.8 (市政世論調査)	71.8 (市政世論調査)	86.3 (アンケート モニター)	86.3 (アンケート モニター)	85.6 (アンケート モニター)	84.9 (アンケート モニター)	90.0	94%	0	



3 和歌山市農業の現状把握から分かる成果と課題

●基本方針1 担い手の育成・確保

現状把握

認定農業者数は、平成29年度以降減少傾向にあり、令和2年度に微増したものの、 令和2年度の実績値が194人となり、目標値の325人に未達(達成率:60%)で す。認定農業者制度が十分に理解されていないことが未達の主な要因であると考えられ ます。

法人化している農業経営体数は、平成30年度以降減少傾向にあり、令和2年度の実績値は7経営体となり、目標値の9経営体に未達(達成率:78%)です。大規模に農業経営を行っている経営体が少ないことや、法人格として利用できる制度が十分に理解されていないことが未達の主な要因であると考えられます。

新規就農者数は、平成28年度から令和2年度までの5年間の累計値が59人となり、目標値の60人に未達(達成率:98%)です。農業に興味を示す方が増加傾向にあるものの、就農まで結び付かないことが未達の主な要因であると考えられます。



- ●認定農業者制度のさらなる周知が必要
- ●法人化するメリットのさらなる周知が必要
- ●新規就農に向けた相談体制の確立と就農に結び付けるための新たな取組が必要

●基本方針2 農地の保全と生産基盤の充実

現状把握

農用地区域の設定率は、平成29年以降横ばいで、令和2年の実績値が42.5%となり、目標値の42.8%に未達(達成率:99%)です。農用地区域への編入よりも除外の方が多くなされていることが未達の主な要因であると考えられます。

遊休農地解消対策事業を活用して解消した遊休農地の面積は、平成29年度以降減少し、令和元年度以降増加に転じたものの、令和2年度の実績値が1.75haとなり、目標値の2.00haに未達(達成率:88%)です。遊休農地を解消して営農を行おうとする担い手が少ないことが未達の主な要因であると考えられます。

担い手への集積率は、平成29年度以降減少傾向で、令和2年度の実績値が12. 9%となり、目標値の20.0%に未達(達成率:65%)です。経営拡大を行う担い 手が少ないことが未達の主な要因であると考えられます。

農地中間管理事業のマッチング実績は、平成29年以降増加傾向で、令和2年の実績値が21. 2ha となり、目標値の20. Oha に到達(達成率:106%)しています。担い手の高齢化等により耕作しなくなった農地を、農業関係機関と連携し、速やかに担い手に集積していることが到達の主な要因であると考えられます。



- ●農用地区域の除外の抑制など、農地法及び農業振興地域制度のさらなる適正 かつ厳格な運用が必要
- ●遊休農地の発生の防止・解消と経営拡大を考える担い手の掘り起こしが必要
- ●担い手への農地の集積が必要

●基本方針3 豊かな産地の育成

現状把握

農業産出額は、平成28年、平成29年は増加したものの、平成30年以降減少に転じ、令和元年の実績値が600千万円となり、目標値の609千万円に未達(達成率:99%)です。台風や大雨による農作物や農業用施設への被害が営農に影響を及ぼしたことが未達の主な要因であると考えられます。

水稲以外への転作面積は、平成29年度以降増加傾向で、令和2年度の実績値が878.3haとなり、目標値の746.4haに到達(達成率:118%)しています。国の制度により、水稲から高収益作物への転換が進んでいることが到達の主な要因であると考えられます。

本市農産物の出荷量は、平成30年以降減少しており、令和元年の実績値が28,848t、1,090千本となり、目標値の32,692t、1,238千本に未達(達成率:88%)です。農産物の作付面積の減少により、効率的な農業経営が行われていないことが未達の主な要因であると考えられます。



- ●台風や新型コロナウイルス感染症拡大といった農業に影響をもたらす災害 等に対応できる農業経営基盤の強化が必要
- ●野菜等の高収益作物の導入や転換による複合経営化が必要
- ●効率的な農業経営への取組が必要

●基本方針4 農業と環境の共生

現状把握

環境保全型農業への取組団体数は、平成29年度以降取組を行っている者はなく、令和2年度の実績値が0人・団体となり、目標値の3人・団体に未達(達成率:0%)です。環境保全型農業の制度が十分に理解されていないことが未達の主な要因であると考えられます。

防護柵設置補助件数は、平成30年度まで増加したものの、令和元年度以降は減少に転じ、令和2年度の実績値が50件となり、目標値の80件に未達(達成率:63%)です。担い手の高齢化等により防護柵を設置する耕作地が減少していることが未達の主な要因であると考えられます。

中山間地域の農地保全面積は、平成29年度から令和元年度まで横ばいで、令和2年度の実績値が31.7haとなり、目標値の36.1haに未達(達成率:88%)です。中山間を保全する担い手の減少が未達の主な要因であると考えられます。



課題

- ●環境保全型農業のさらなる周知が必要
- ●さらなる有害鳥獣による農作物被害の防止が必要
- ●中山間地域のコミュニティ機能の維持・強化が必要

●基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

現状把握

6次産業化の取組者数は、平成29年度から令和元年度まで取組者はありませんでしたが、令和2年度に1人・団体が取組を行い、平成28年度から令和2年度までの5年間の累計値が1人・団体となり、目標値の2人・団体に未達(達成率:50%)です。 農産物の生産・加工・販売までを一貫して取り組むことや販路開拓の難易度が高いことが未達の主な要因であると考えられます。

ホームページ更新回数は、平成29年度以降増加傾向で、令和2年度の実績値が28回となり、目標値の12回に到達(達成率:233%)しています。本市の農業振興に関する各種制度等について効果的な広報を行ったことが到達の主な要因であると考えられます。

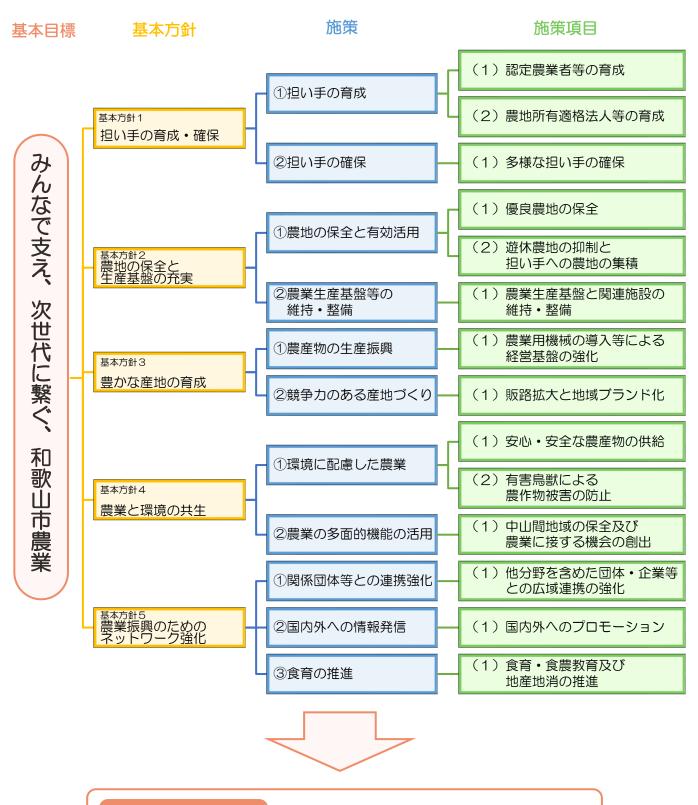
食育に関心を持っている市民の割合は、平成29年度以降横ばい傾向で、令和2年度の実績値が84.9%となり、目標値の90.0%に未達(達成率:94%)です。食育や食農教育に関する取組について、十分に理解されていないことが未達の主な要因であると考えられます。



- ●6次産業化にチャレンジしやすい環境の整備が必要
- ●農業の各種制度の情報等について、迅速かつ効果的な広報の継続が必要
- ●食育や食農教育のさらなる啓発が必要

第3章 和歌山市農業の将来像と基本的な考え方

1 将来像と計画の体系



目指す5年後の姿

農業が魅力ある産業になり、農業所得の向上が図られ、 農業経営が安定しているとともに、農地の保全が図られている。

2 5つの基本方針とその考え方

長期総合計画の5つの取組方針を踏襲し、その考え方と目標値を次のとおり設定します。

●基本方針1 担い手の育成・確保

認定農業者や認定新規就農者の育成を図るため、継続的な支援を行います。また、意 欲ある農業者の法人化に向けた取組を支援するとともに、多様な主体による農業の担い 手の育成・確保を図ります。

≪成果目標≫

指標	基準値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
地域の中心的な	276 (1)	$\overline{\ }$	254 (1)
担い手の数	276 (人)	7	351 (人)

●基本方針2 農地の保全と生産基盤の充実

農地や農道、農業水利施設等の農業生産基盤や関連施設の維持・整備を図るとともに、農業振興地域整備計画の適切な運用に基づき、優良農地を確保し、適正な農地管理を図ります。

また、農地中間管理機構と連携するなど、担い手への農地利用集積を推進するととも に、遊休農地の発生防止と解消に取り組みます。

≪成果目標≫

指標	基準値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
担い手への	12. 9 (%)	$\overline{}$	20. 0 (%)
農地の集積率	12. 9 (%)	7	20. 0 (%)

●基本方針3 豊かな産地の育成

消費者ニーズと合致した高付加価値作物の研究・普及を関係機関と連携して行い、ブランド化を図ります。

また、国・県等の制度を活用し、農業用機械や生産施設の導入を支援し、農業の効率 化を促進するとともに、水田の高度利用による施設野菜や露地野菜の生産拡大を図り、 複合経営への転換を図ります。

≪成果目標≫

指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
農業産出額	600 (千万円)	695 (千万円)



●基本方針4 農業と環境の共生

農業・農村の多面的機能の発揮や有機栽培など環境に配慮した取組を支援するととも に、市民農園や体験型農園などにより市民が農業や自然に接する機会を提供します。 また、有害鳥獣の被害防止対策を推進します。

≪成果目標≫

指標	基準値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
市民農園の数	17 (農園)	7	27 (農園)
(農業体験農園を含む)		4/	∠ / (辰國)

●基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

農産物の付加価値を高める農産加工を促進することにより6次産業化や農商工の連携を強化します。

また、イベント開催やPRなどにより、本市農業に関する情報を国内外へ向けてセールスするとともに、グリーンツーリズムについて検討を進めます。

さらに、食育と連携した地産地消を推進します。

≪成果目標≫

指標	基準値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
四季の郷公園の 来場者数	181, 558 (人)	\Rightarrow	280,000(人)



第4章 基本目標を実現するための推進方針

基本方針1 担い手の育成・確保

施策① 担い手の育成

施策項目(1)認定農業者等の育成

施策項目(2)農地所有適格法人等の育成

施策② 担い手の確保

施策項目(1)多様な担い手の確保

基本方針2 農地の保全と生産基盤の充実

● 施策① 農地の保全と有効活用

施策項目(1)優良農地の保全

施策項目(2)遊休農地の抑制と担い手への農地の集積

施策② 農業生産基盤等の維持・整備

施策項目(1)農業生産基盤と関連施設の維持・整備

基本方針3 豊かな産地の育成

施策① 農産物の生産振興

施策項目(1)農業用機械の導入等による経営基盤の強化

● 施策② 競争力のある産地づくり

施策項目(1) 販路拡大と地域ブランド化

基本方針4 農業と環境の共生

● 施策① 環境に配慮した農業

施策項目(1)安心・安全な農産物の供給

施策項目(2)有害鳥獣による農作物被害の防止

● 施策② 農業の多面的機能の活用

施策項目(1)中山間地域の保全及び農業に接する機会の創出

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

● 施策① 関係団体等との連携強化

施策項目(1)他分野を含めた団体・企業等との広域連携の強化

○ 施策② 国内外への情報発信

施策項目(1)国内外へのプロモーション

● 施策③ 食育の推進

施策項目(1)食育・食農教育及び地産地消の推進

各施策項目の紙面構成

施策項目のタイトル

この施策項目の基本方針の中での位置を示しています。

第4章 基本目標を実現するための推進方針
基本方針 3 豊かな産地の育成
施 策 ① 農産物の生産 具体的な取組内容
施 策 項目 (1) 農業用機械 「目指す5年後の姿」を実現するための市(行政)が
行う取組を記述しています。

◆農業経営基盤の強化

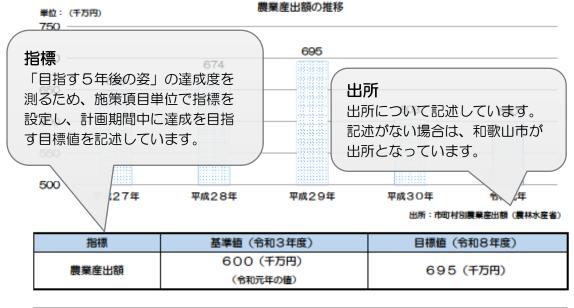
農作業の省力化や高品質化のための機械設備の導入などの生産性向上への取組のほか、農業用ハウスの高度 化などによる災害対策や省エネ化による施設園芸の拡大への取組など、産地強化のための機械設備等の導入を 後押しすることで、農業経営基盤の強化を図ります。

◆スマート農業の普及促進

ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業に関する新たな情報や各種制度について、研修 会などを通じて、周知を行うとともに、農業関係機関と連携し、技術を導入しやすい環境を整備するなど、ス マート農業の普及促進を図ります。

◆経営安定化に向けた複合経営の促進

野菜や果樹などの生産拡大と農業所得の向上による農業経営の安定化に向け、水稲に野菜等の高収益作物を 組み合わせた複合経営のための取組を後押しするなど、高収益作物の導入や転換による複合経営を促進しま す。





関連する主な SDGsの目標

市(行政)が行う取組により達成できうる主なSDGsの目標を示しています。



第4章 基本目標を実現するための推進方針

SDGs ゴールー覧表



1 貧困をなくそう

世界中で極度の貧困にある人をなくすこと、様々な次元で貧困ラインを下回っている人の割合を半減させることなどを目指すもの。



2 飢餓をゼロに

飢餓とあらゆる栄養不良に終止符を打ち、持続可能な食料生産を達成することを目指すもの。



3 すべての人に健康と福祉を

母子保健を増進し、主要な感染症の流行に終止 符を打ち、非感染性疾患と環境要因による疾患を 減らすことを含めて、あらゆる年齢のすべての 人々の健康と福祉を確保することを目指すもの。



4 質の高い教育をみんなに

すべての子供が平等に質の高い教育を受けられるようにすること、高等教育にアクセスできることを目指すもの。



5 ジェンダー平等を実現しよう

女性が潜在能力を十分に発揮して活躍できるようにするため、教育や訓練の充実はもとより、有害な慣行を含め、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくすことを目指すもの。



6 安全な水とトイレを世界中に

飲料水、衛生施設、衛生状態を確保するだけではなく、水源の質と持続可能性を目指すもの。



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

そしてクリーンに 国際協力の強化や、クリーンエネルギーに関するインフラと技術の拡大などを通じ、エネルギーへのアクセス拡大と、再生可能エネルギーの使用増大を推進するもの。



8 働きがいも経済成長も

継続的、包摂的かつ持続可能な経済成長は、グローバルな繁栄の前提条件。すべての人々に生産的な完全雇用とディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の機会を提供しつつ、強制労働や人身取引、児童労働を根絶することがねらい。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

国際的、国内的な金融、技術支援、研究とイノベーション、情報通信技術へのアクセス拡大を通じて安定した産業化を図ることを目指すもの。



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の所得の不平等だけでなく、性別、年齢、障害、人種、階級、民族、宗教、機会に基づく不平等の是正も求めているもの。また、安全で秩序ある正規の移住の確保を目指すとともに、グローバルな政策決定と開発援助における開発途上国の発言力に関連する問題にも取り組むもの。



11 住み続けられるまちづくりを

コミュニティの絆と個人の安全を強化しつつ、イ ノベーションや雇用を刺激する形で、都市その他の 人間居住地の再生と計画を図ることを目指すもの。



12 つくる責任 つかう責任

環境に害を及ぼす物質の管理に関する具体的な政策や国際協定などの措置を通じ、持続可能な消費と生産のパターンを推進することを目指すもの。



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動は開発にとって最大の脅威であり、その 広範な未曽有の影響は、最貧層と最も脆弱な立場に ある人々に不当に重くのしかかっている。気候変動 とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険 や自然災害に対応できるレジリエンスを構築するた めにも、緊急の対策が必要。



14 海の豊かさを守ろう

海洋・沿岸生態系の保全と持続可能な利用を推進し、海洋汚染を予防するとともに、海洋資源の持続可能な利用によって小島嶼開発途上国(太平洋・西インド諸島・インド洋などにある、領土が狭く、低地の島国)とLDCs(後発開発途上国)の経済的利益を増大させようとするもの。



15 陸の豊かさも守ろう

持続可能な形で森林を管理し、劣化した土地を 回復し、砂漠化対策を成功させ、自然の生息地の 劣化を食い止め、生物多様性の損失に終止符を打 つことに注力するもの。



16 平和と公正をすべての人に

人権の尊重、法の支配、あらゆるレベルでのグッド・ガバナンス(良い統治)、および、透明かつ効果的で責任ある制度に基づく平和で包括的な社会を目指すもの。



17 パートナーシップで目標を達成 しよう

持続可能な開発アジェンダを成功へと導くためには、政府、民間セクター、市民社会の間のパートナーシップが必要。人間と地球を中心に据えた原則や価値観、共有されているビジョンと目標に根差すこのような包摂的パートナーシップは、グローバル、地域、国内、地方の各レベルで必要。



出所:農林水産省



29

基本方針	1	担い手の育成・確保
施策	1	担い手の育成
施策項目	(1)	認定農業者等の育成

◆地域の中心的な担い手の育成

認定農業者制度について、ホームページ等の広報媒体を最大限に活用し、関連する各種制度とあわせて効果的な周知を行うとともに、わかやま農業協同組合や和歌山市農業委員会などの農業関係機関と連携・協力し、認定農業者制度のさらなる普及推進を図るなど、地域の中心的な担い手としての認定農業者を育成します。

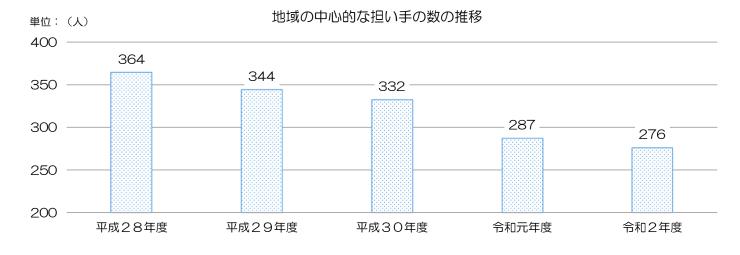
また、認定農業者をはじめとした多様な経営体が農業の担い手として活躍することができるよう、営農意欲の向上に向けた取組を行うなど、地域の中心的な担い手を育成します。

◆青年農業者などの農業後継者の育成

次世代を担う青年農業者等で組織する団体と連携し、自立経営農家の育成に向けた研究、研修等の開催を後押しするなど、地域で営農が定着できる取組を行い、農業後継者を育成します。

◆女性の農業参画の推進

生活と農業経営との境目が曖昧となる家族単位での農業経営が多いことから、農業関係機関と連携し、より 働きやすく効率的な農業経営にすることを目的とした家族経営協定制度の研修会を行うなど、家族経営協定制 度の意識啓発を図り、女性の農業への参画を促します。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
地域の中心的な	276 (人)	251 (1)
担い手の数	(令和2年度の値)	351 (人)

関連する





















第4章 基本目標を実現するための推進方針

基本方針	1	担い手の育成・確保
施策	1	担い手の育成
施策項目	(2)	農地所有適格法人等の育成

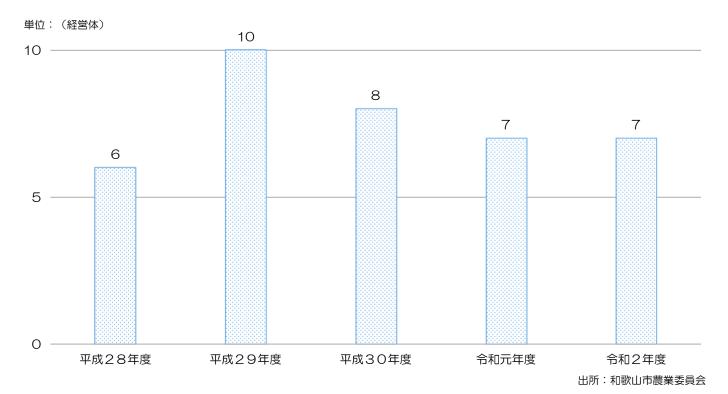
◆法人化の促進

農業経営の法人化による人材確保や融資の優遇などの様々なメリットについて、研修会などを通じて、周知を行うとともに、効率的な経営やコスト削減を促進するため、農業関係機関と連携した経営指導等を行うなど、大規模経営体などの法人化を促進します。

◆集落営農組織の育成

農業関係機関と連携し、地域への働きかけや話合いなどを通じて、集落営農組織の設立を促進します。

法人化している農業経営体(農地所有適格法人)の数の推移



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
法人化している農業経営体	7(経営体)	10(経営体)
(農地所有適格法人)の数	(令和2年度の値)	10(莊呂倅)

関連する







基本	方 針	1	担い手の育成・確保
施	策	2	担い手の確保
施策	項目	(1)	多様な担い手の確保

◆新規就農者の確保

就農希望者が必要となる情報をホームページ等で発信するとともに、就農相談会等の機会を捉え、就農希望者に対して能動的な働きかけを行うなど、新規就農者の確保に向けた取組を進めます。

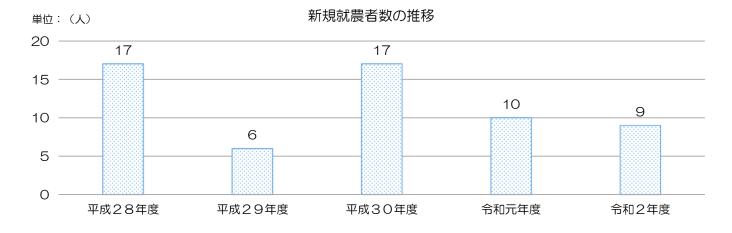
また、新規就農者の経営の安定化や早期の自立などを支援する国等の制度を積極的に活用するとともに、農業の体験を通じ、農業適性や地域との相性などを就農前に確認できる仕組みを構築するなど、農業後継者、U I Jターンによる就農者、定年帰農者、雇用就農者、半農半Xなどの多様な担い手の確保に努めます。

◆新規就農者の受け入れ体制の整備

就農希望者や新規就農者のサポート体制として、ワンストップパーソンを設置するとともに、農業関係機関と連携し、相談内容に応じた的確な相談窓口を構築するなど、就農者に寄り添った体制を確立し、相談体制や相談機能の強化を図ります。

◆人・農地プランの推進

地域農業の将来のあり方などを明確化した「人・農地プラン」について、地域の課題解決に向けた地域での話合いを継続的に後押しするなど、中心的な役割を果たす担い手の掘り起こしを行うとともに、地域における担い手の受け入れ体制の強化を図ります。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
÷C+R ⇒+ ± ≠ ∀ π	9 (人)	60 (人)
新規就農者数	(令和2年度の値)	【5年間累計】

関連する

















第4章 基本目標を実現するための推進方針

基本7	方 針	2	農地の保全と生産基盤の充実
施	策	1	農地の保全と有効活用
施策」	頁目	(1)	優良農地の保全

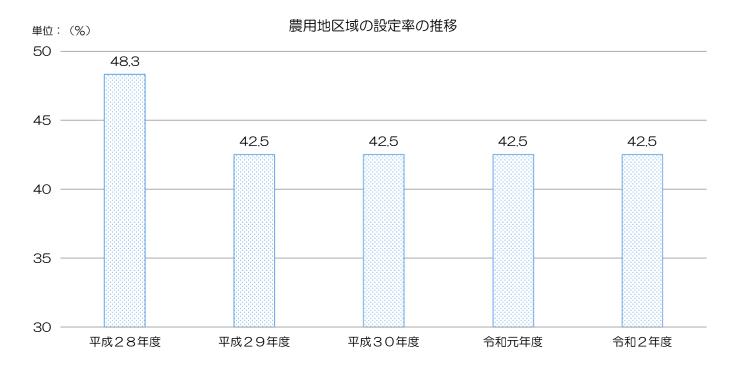
◆都市計画との調和による農地の保全

和歌山市都市計画マスタープランや和歌山市立地適正化計画など各種都市計画等との調和を図り、都市農業振興基本法の基本理念を踏まえつつ、都市農業が有する多様な機能に対する地域住民への理解を促進します。

また、生産緑地制度の周知を図り、指定への働きかけや貸借制度の適正な運用など、生産緑地制度の活用による市街化区域内の農地の保全に努めます。

◆農地法と農業振興地域整備計画の的確な運用

農地法に基づく、農地転用許可制度の適切な運用を図るとともに、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域内農地の確保を基本とした農業振興地域制度のより適切かつ厳格な運用を図り、優良農地の保全に努めます。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
農用地区域の設定率	42.5 (%) (令和2年の値)	42. 5 (%)

関連する











基本方針	2	農地の保全と生産基盤の充実
施策	1	農地の保全と有効活用
施策項目	(2)	遊休農地の抑制と担い手への農地の集積

◆遊休農地の発生防止及び解消の促進

広報誌等を活用し、農地の適正な管理について、広く周知を行うとともに、農業関係機関と連携し、実態調査を定期的に行うなど、遊休農地の抑制に努めます。

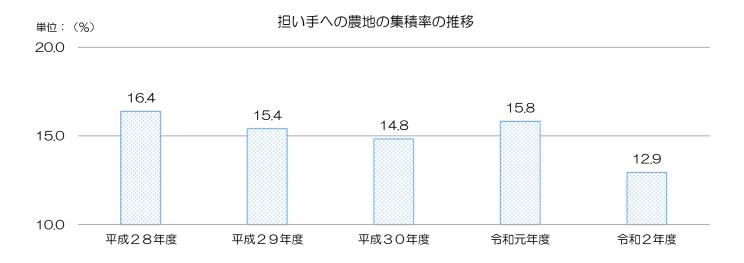
また、遊休農地の解消に向けた取組を支援し、再生利用が可能な農地としての機能の復元を図るなど、農業関係機関と連携し、遊休農地の解消を促進します。

◆農地の貸借の促進

農地中間管理事業や利用権設定などの農地の貸借に係る制度の周知を行い、制度の利用を促すとともに、農業関係機関と連携し、農地の貸出希望者と活用希望者の情報の共有を図り、貸し手と借り手がマッチングしやすい環境を整えるなど、農地の貸し借りを促進します。

◆担い手への農地の集積

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者をはじめとする営農意欲の高い地域の中心的な担い手への農地の集約化を図るため、農地中間管理事業等を最大限に活用するなど、地域の中心的な担い手への農地の利用集積をさらに進めます。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
担い手への	12. 9 (%)	20. 0 (%)
農地の集積率	(令和2年度の値)	20. 0 (%)

関連する

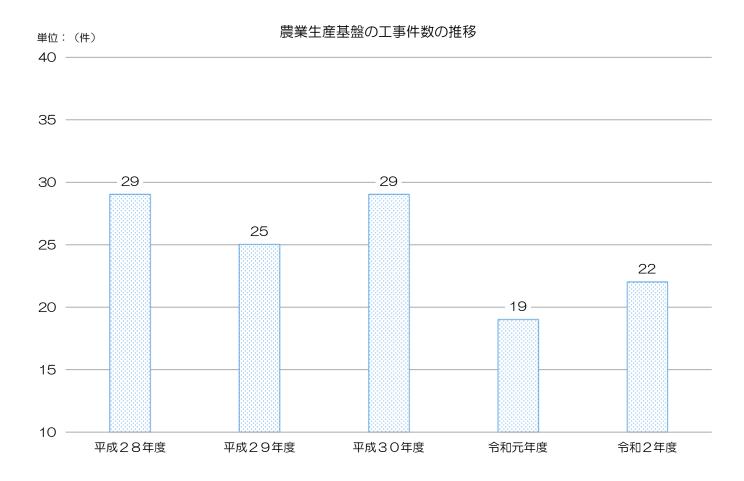




基本方針	2	農地の保全と生産基盤の充実
施策	2	農業生産基盤等の維持・整備
施策項目	(1)	農業生産基盤と関連施設の維持・整備

◆農業生産基盤等の維持・整備

農作業の効率化及び収益性の向上を図るとともに、近い将来予測される東南海・南海地震などの大地震や近年多発している集中豪雨などの災害の未然防止を図るため、農道・水路・ため池の改良工事や修繕、水路浚渫等を行い農業生産基盤の維持・整備に努めます。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
農業生産基盤の工事件数	22 (件)	40 (件)
辰未工圧至益の工事け数	(令和2年度の値)	40 (17)

関連する

















基本方針	3	豊かな産地の育成
施策	1	農産物の生産振興
施策項目	(1)	農業用機械の導入等による経営基盤の強化

◆農業経営基盤の強化

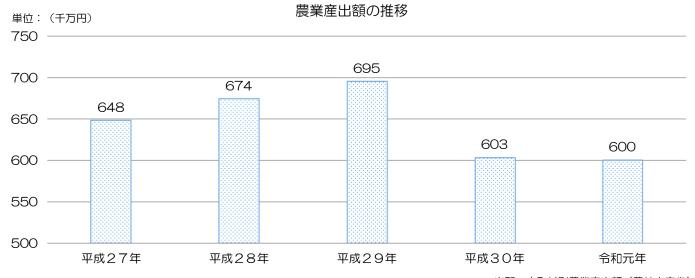
農作業の省力化や高品質化のための機械設備の導入などの生産性向上への取組のほか、農業用ハウスの高度 化などによる災害対策や省エネ化による施設園芸の拡大への取組など、産地強化のための機械設備等の導入を 後押しすることで、農業経営基盤の強化を図ります。

◆スマート農業の普及促進

ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業に関する新たな情報や各種制度について、研修会などを通じて、周知を行うとともに、農業関係機関と連携し、技術を導入しやすい環境を整備するなど、スマート農業の普及促進を図ります。

◆経営安定化に向けた複合経営の促進

野菜や果樹などの生産拡大と農業所得の向上による農業経営の安定化に向け、水稲に野菜等の高収益作物を組み合わせた複合経営のための取組を後押しするなど、高収益作物の導入や転換による複合経営を促進します。



出所:市町村別農業産出額(農林水産省)

指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)	
曲光本山原	600 (千万円)	COE (TEM)	
農業産出額	(令和元年の値)	695(千万円)	

関連する





















基本方針	3	豊かな産地の育成
施策	2	競争力のある産地づくり
施策項目	(1)	販路拡大と地域ブランド化

◆農産物の販路拡大

四季の郷公園を活用し、本市農産物の魅力を効果的に発信するとともに、本市農産物の知名度向上のための取組を後押しするほか、農産物直売所の充実を促進するなど、本市農産物の国内外への販路拡大に努めます。

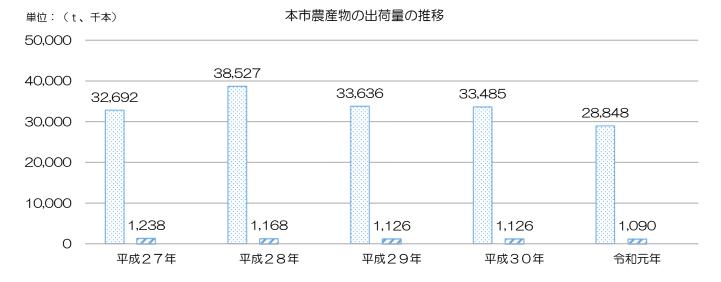
◆地域ブランドの創出

既存の地域ブランド農産物のさらなるPRや生産拡大などへの取組に対する支援を総合的に展開するなど、より強固な和歌山市ブランドとしての定着化を図ります。

また、新たな特産物として栽培可能な農産物について、農業関係機関や大学等と連携し、産地化・ブランド 化に向けた研究・開発を行うなど、新たな地域ブランドの創出に努めます。

> 和歌山市ブランド農産物:わかやま布引だいこん(地理的表示(GI)保護制度登録)、 新しょうが、紀州てまり野菜※

> > ※わかやま農業協同組合ブランド農産物



💹 野菜・果樹 🗾 花き

出所:市町村別統計数値(市町村別統計検討協議会(和歌山県))

指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
本市農産物の出荷量	28, 848 (t)	28, 848 (t)
(上段:野菜•果樹、	1,090 (千本)	1,090(千本)
下段:花き)	(令和元年の値)	1, 000 (14)

関連する











基本方針	4	農業と環境の共生
施策	1	環境に配慮した農業
施策項目	(1)	安心・安全な農産物の供給

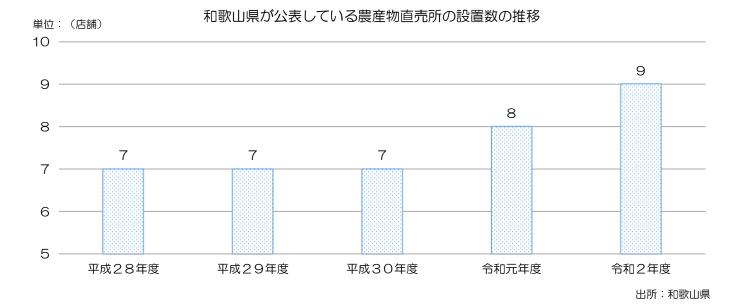
◆環境にやさしい農業の推進

化学肥料や化学農薬を抑えた環境保全型農業のほか、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果が高く、環境に与える負荷の低い農業経営を推進するため、エコファーマーや有機JAS制度の普及推進を図るなど、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮の促進を図ります。

◆食の安心・安全の確保

食の安全に関する情報提供の充実を図るとともに、農業生産工程管理(GAP)やHACCPに沿った衛生管理の普及促進を図るほか、安心・安全な食料を提供する農産物直売所の充実や食品表示の適正化を推進するなど、農産物の生産から食品の製造・流通・消費に至る全ての段階を通じ、安心・安全な地域産品の生産・供給を進めます。

また、農業関係機関と連携し、農産物の病害虫に関する情報を広く周知するなど、病害虫の発生の抑制と防除に努めます。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
和歌山県が公表している	9(店舗)	10(店舗)
農産物直売所の設置数	(令和2年度の値)	10(后開)

関連する 主な SDGs の目標























基本方針	4	農業と環境の共生
施策	1	環境に配慮した農業
施策項目	(2)	有害鳥獣による農作物被害の防止

◆有害鳥獣による農作物被害の防止

農業関係機関等と連携し、防除のための知識の周知を行うとともに、和歌山県猟友会和歌山支部等の実施する捕獲活動のほか、狩猟免許の取得や自主防除資材の購入の取組を支援するなど、和歌山市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲及び防除の両面から被害防止対策を効果的に展開し、農業者が安心して生産活動に従事できる環境づくりを進めます。

また、捕獲鳥獣の食肉利用などジビエの利活用を検討します。

主要鳥獣による農作物被害額の推移 単位: (千円) 10,000 9,007 8,756 8,360 8,334 8,109 8,000 6,000 4,000 2,000 Ο 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度

指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
主要鳥獣による	8,360 (千円)	G 204 (TIII)
農作物被害額	(令和2年度の値)	6,301(千円)

関連する







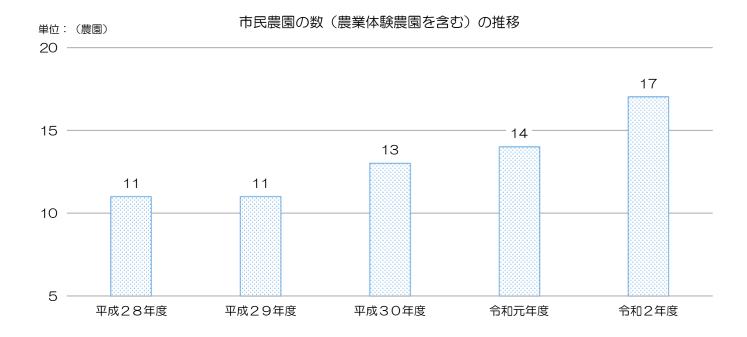
基本方針	4	農業と環境の共生
施策	2	農業の多面的機能の活用
施策項目	(1)	中山間地域の保全及び農業に接する機会の創出

◆中山間地域の保全

中山間地域は、農産物の供給だけでなく、国土の保全、自然環境の保全、農村景観の形成、農村地域の維持 や活性化など多面的機能を有しており、こうした特性や地域全体でのコミュニティ機能の維持・強化が図れる よう、自発的・自主的な地域の共同活動への取組を後押しします。

◆グリーンツーリズムの推進

自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の一環として、農業体験農園をはじめとする市民農園 や農泊のほか、農産物直売所での買い物や農家レストランでの食事などを通して、地域資源を活用した交流活動の創出や農業の理解促進を図るなど、情報発信の拠点である四季の郷公園を核とした本市ならではのグリーンツーリズムを推進します。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
市民農園の数	17 (農園)	27 (農園)
(農業体験農園を含む)	(令和2年度の値)	21 (辰風)

関連する

















基本方針	5	農業振興のためのネットワーク強化
施策	1	関係団体等との連携強化
施策項目	(1)	他分野を含めた団体・企業等との広域連携の強化

◆農業の6次産業化の促進

6次産業化の取組に関する情報を積極的に発信するとともに、農業関係機関のほか、大学や企業との連携の強化を図るなど、6次産業化にチャレンジしやすい環境の整備に努めます。

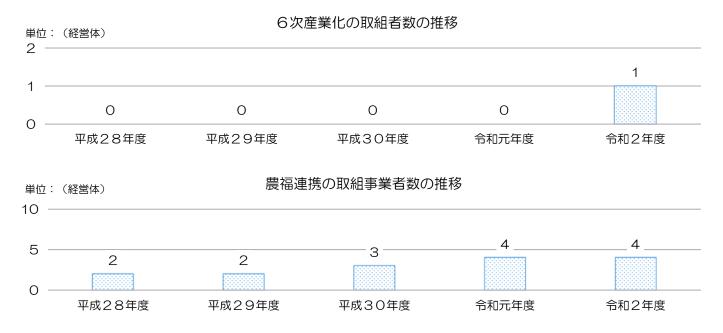
◆農商工等との連携の推進

意欲ある農業者が行う加工品の開発への取組を促進するため、農業関係機関などと連携し、情報交換の機会を創出するなど、農業者が他産業と連携しやすい環境の整備に努めます。

また、異業種交流の促進に努め、農泊、観光農園、農家レストランの開設などの取組を後押しします。

◆農福連携の推進

農福連携への理解と関心を高めるため、農業の多様な担い手の確保や障害者等の社会参画機会の創出などの 農福連携のメリットを広く周知するとともに、農業分野と福祉分野のニーズをつなぐマッチングの仕組みを構 築するなど、農福連携への取組を推進します。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)	
の内容器はの四名字数	1(経営体)	2(奴尚什)	
6次産業化の取組者数 	(令和2年度の値)	3(経営体)	
电石油性	4(経営体)	9(経営体)	
農福連携の取組事業者数	(令和2年度の値)	9 (経営体)	

















基本方針	5	農業振興のためのネットワーク強化
施策	2	国内外への情報発信
施策項目	(1)	国内外へのプロモーション

◆国内外へのプロモーション

ホームページ等の既存の広報媒体やメディアの積極的な活用はもとより、国内の大都市や海外の姉妹都市などでの商談会のほか、四季の郷公園を情報発信の拠点とするなど、多様な手段を活用し、本市の農産物等の魅力の発信を行います。

また、国内外の物産展等への出品を後押しするなど、効果的な情報発信に取り組み、知名度の向上に努めます。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
四季の郷公園の来場者数	181,558(人) (令和2年度の値)	280, 000 (人)

関連する











基本方針	5	農業振興のためのネットワーク強化
施策	3	食育の推進
施策項目	(1)	食育・食農教育及び地産地消の推進

◆食育の推進

「食育月間」や「食育の日」など、食育に関する啓発を行うとともに、第2次和歌山市食育推進計画に基づき、食育に関する取組を総合的に展開するほか、伝統的な食文化の継承などの食育に資する取組を後押しするなど、食育の推進に努めます。

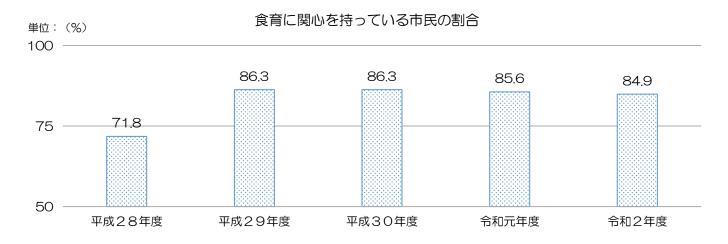
◆食農教育の推進

学校教育における農業体験や収穫体験などの取組を推し進めるとともに、学校給食での市内産農産物の利用 促進を図ります。

また、農業関係機関や大学等と連携し、食や農業に関する講義を行うなど、食の教育と農業体験学習を一体的に実施する食農教育を推進します。

◆地産地消の推進

家庭や飲食店等における市内農産物の使用や農産物直売所の充実を促進するとともに、地元の食材を活用した料理教室などの地産地消に資する取組を後押しするなど、市内農産物の活用や購買気運の醸成を図り、地産地消を推進します。



指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
食育に関心を持っている市民の割合	84.9 (%) (令和2年度の値)	90 (%)

関連する











資料編

【あ行】

	1.67
●エコファーマー	平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方
	式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条に基
	づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」
	を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である
	旨の認定を受けた農業者。
	【か行】
●家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話
	合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書
	にして取り決めたもの。
●環境保全型農業 	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和など
	に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用
	等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
 ●観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物
	の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させ
	て、料金を得ている事業。
	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ
	滞在型の余暇活動。
	農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園
	地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作
	地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合
	計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面
	積。
●耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、
	しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地。
●雇用就農者	法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されること
	により、農業に従事することとなった者。
	【さ行】
●栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うこ
	とができる永年性作物を栽培した面積。
●作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、
	複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた
	面積。
●市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以
	内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
●自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間5
	〇万円未満の農家。



	, .365
●ジビエ	食材となる野生鳥獣肉。
●市民農園	サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーショ
	ン、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など
	の多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を
	利用して自家用の野菜や花を栽培する農園。
●主業経営体	農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1
	年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の
	世帯員がいる個人経営体。
●準主業経営体	農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1
	年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の
	世帯員がいる個人経営体。
●食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎とな
	るものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と
	「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現するこ
	とができる人間を育てること。
●食農教育	「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学
	ぶこと。
●食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関
	し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。
●集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農
	業生産を共同して行う営農活動。
●自立経営農家	世帯員1人当たりでみた市町村在住の勤労者世帯の勤め
	先収入と同水準の農業所得を確保している農家。
●水田裏作	水稲を収穫した後、次の作付けまでの期間を利用して他
	の作物を栽培すること。
●スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。
●生産緑地制度	公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定
	め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的
	な保全を図る制度。
	【た行】
●第5次和歌山市長期総合計画	和歌山市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す
	もので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成さ
	れており、基本構想で定めた将来都市像「きらり 輝く
	元気和歌山市」の実現に向け、平成29年度からの10年
	間に実施する施策を体系的に示す計画。
●第7次地域農業振興計画	農業者の農業所得の向上と地域農業の振興を目指して、
	令和4年度からの5年間に取り組む農業振興の方策等に
	ついて、わかやま農業協同組合が策定する計画。

■ の		
●多面的機能 国土の保全、水源の洒養、自然環境の保全、良好な景形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われるにより生する、食料その他の農産物の供給の機能以多面にわたる機能。 国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された地域内において消費取組。 ●地理的表示(G I)保護制度 のこのと称を知的財産として登録し、保る制度。 電業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年環職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 のし農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ・都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本法第9条に基づさ、青年等就農計画(とめ、平成27年4月22日に施行された法律。 都市農業振興基本計画 「な行」 ・部・おいま計画。 「な行」 ・部・おいまが、では、中域・の学の表が、では、中域・の学の表が、では、中域・ので表が、では、中域・ので表が、では、中域・のがである、市農業の表別では、中域・のである。 「な行」 ・部・農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(な行)を作成し、中域・の大き計画の認定を受けた者。 ・部・農業経営基盤強化促進法に基づき、市場制に、に、に、農業経営基盤強化促進法に基づき、市場制に、に、に、農業経営基盤強化促進基本情測に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し、中面対等、計画の認定を受けた者。 ・●農家レストラン ・・農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道原見和事計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●第2次和歌山市食育推進計画	食育基本法第18条に基づき、平成30年度からの5年
形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われるにより生する、食料その他の農産物の供給の機能以多面にわたる機能。 ●地産地消 国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された地域内において消費取組。 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推対図るための基本的な計画。 【な行】 ・認定 ・認定 ・認定 ・認定 ・認定 ・認定 ・認定 ・認		間に取り組む食育の推進に関する施策を示す計画。
により生する、食料その他の農産物の供給の機能以多面にわたる機能。 ●地産地消 国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された地域内において消費取組。 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ●中山間地域 ・定年帰農者 ・定年帰農者 ・定年週間後に効郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ・動作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ・都市農業・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ・都市農業振興基本法 ・都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ・都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推注図るための基本的な計画。 「な行」 ・認定新規就農者 ・認定新規就農者 ・震経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(規間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた者。 ・農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事計画の認定を受けた者。 ・農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の
●地産地消 ■内の地域で生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された地域内において消費取組。 ●地理的表示(G I)保護制度 ・ は会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ・ 中山間地域 ・ 中山間地域 ・ 中山間地域 ・ 定年帰農者 ・ 定年帰農者 ・ 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ・ 同し農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ・ 都市農業・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ・ 都市農業振興基本法 ・ 都市農業振興基本法等の条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推述図るための基本的な計画。 ・ 「な行」 ・ 「など」 ・ 「など) ・ 「な		形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われること
 ●地産地消 国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されのに限る。)を、その生産された地域内において消費取組。 ●地理的表示(GI)保護制度 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平規27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業が振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業が振興と本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興と関する施策の総合的かつ計画的な推定といるようとの基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(規管)をよめの基本的な計画。 ●認定農業者 ●認定農業者 ●認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(現場)をよりまする計画を作成し市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づら、設定機能を対した。 ● 認定農業者 ● 認定農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の日標に向けて、自らの創意工夫に基づき、都道府県知事計画の認定を受けた者。 ● 農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		により生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の
のに限る。)を、その生産された地域内において消費 取組。 ●地理的表示(GI)保護制度 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結 いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」 い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保 る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業 を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、 に従事する者。 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種 農作物を生産すること。 ●都市農業、同番地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な。 の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成 ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本計画 都市農業振興基本計画 都市農業振興基本計画 のるための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(関間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた利 度、 との、また、また、大きに基づき、大きに基づ を受けた者。 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ 経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事 計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		多面にわたる機能。
取組。 ●地理的表示(GI)保護制度 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法等9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推定図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ・認定農業者 ・認定農業者 ・認定農業者 ・認定農業者 ・認定農業者 ・認定農業を選出を強化に進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等計画の認定を受けた者。 ・農家レストラン ・農家レストラン ・関東を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●地産地消	国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるも
 ●地理的表示(GI)保護制度 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 一を主場職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法等9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推定図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(関5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、た農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		のに限る。)を、その生産された地域内において消費する
い、これらの産品の名称を「地理的表示」 い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保 る制度。 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業 を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、 に従事する者。 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種・ 農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な・ の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成 ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、 市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推) 図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ・ ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ 経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等。 計画の認定を受けた者。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		取組。
い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保 る制度。	●地理的表示(G I)保護制度	品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付
 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推算の表別の基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想にれた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		いている農林水産物・食品等の名称を「地理的表示」とい
 ●中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業を合わせた地域。 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推算のるための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進基に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想にれた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基本経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		い、これらの産品の名称を知的財産として登録し、保護す
を合わせた地域。		る制度。
 ●定年帰農者 定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、に従事する者。 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想にれた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づた農業経営のは悪たとする計画を作成し市町村等計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 	●中山間地域	農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域
 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた記載と、 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、とする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		を合わせた地域。
 ●転作 同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づれた農業経営の関標に向けて、自らの創意工夫に基づ終党の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 	●定年帰農者	定年退職後に故郷の農村へ戻り、又は農村に移住し、農業
 農作物を生産すること。 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業振興基本法 都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた意農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 		に従事する者。
 ●都市農業 市街地及びその周辺の地域において行われる農業。 ●都市農業振興基本法 都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法等9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地 	●転作	同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種類の
●都市農業振興基本法 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様なの十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。規 製工の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事・許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		農作物を生産すること。
の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた記載といる。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に対した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、投営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事計可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業。
ため、平成27年4月22日に施行された法律。 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、 市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設 図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(対理) 期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 制間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、 れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づる経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等、計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事・ 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能
 ●都市農業振興基本計画 都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に流れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地震を受けた。 		の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成する
市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推設図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 製業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に、 に農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等。 計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事。 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		ため、平成27年4月22日に施行された法律。
図るための基本的な計画。 【な行】 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ・認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想におた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づた農業経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等は計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、都
【な行】		市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を
 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想におれた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等は計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事が許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面に、自ら生産した農産物や地質の表面によります。 		図るための基本的な計画。
 ●認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた。 ●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想におれた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づ経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等は計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事が計画を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地質の表面を表面である。 		
期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けたる 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立 経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等 計画の認定を受けた者。 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		【な行】
●認定農業者 農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立 経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等。 計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事。 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地	●認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(有効
れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基立経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等計画の認定を受けた者。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた者。
経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等が計画の認定を受けた者。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●認定農業者	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示さ
計画の認定を受けた者。 ●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		れた農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、
●農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事 許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等から
許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地		計画の認定を受けた者。
	●農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事等の
食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理		許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の
		食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提
供し代金を得ている事業。		供し代金を得ている事業。



	生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれか
	に該当する事業を行う者。
	(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
	(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽
	数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体
	の基準以上の農業
	①露地野菜作付面積 15a
	②施設野菜栽培面積 350㎡
	③果樹栽培面積 10a
	④露地花き栽培面積 10a
	⑤施設花き栽培面積 250㎡
	⑥搾乳牛飼養頭数 1頭
	⑦肥育牛飼養頭数 1頭
	⑧豚飼養頭数 15頭
	⑨採卵鶏飼養羽数 150羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
	⑪その他 1年間における農業生産物の総販売額50万
	円に相当する事業の規模
	(3) 農作業の受託の事業
	生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都
	道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用
	いて市町村別に按分し作成した額。
	都道府県別農業産出額とは、都道府県を一つの推計単位
	とし、生産された農産物の価値額について、農産物の生産
	量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した額。
●農業振興地域制度	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振
	興を図ることが必要であると認められる地域について、
	その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するた
	めの措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図る
	とともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目
	的とする制度。
●農業生産工程管理(GAP)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可
	能性を確保するための生産工程管理の取組。
●農業体験農園	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園
	利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得てい
	る事業。自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市
	民農園に有償で貸与しているものは含まない。

●農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額
	(消費税を含む。)。
●農地所有適格法人	農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人。
農地中間管理機構	農地を貸したい方から農地を借り受け、必要に応じて条
	件整備などを行い、農地を必要とする方にまとまりのあ
	る形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実
	施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関。
●農地転用許可制度	農地を農地以外のものにする場合又は農地等を農地等以
	外のものにするため所有権等の権利の設定又は移転を行
	う場合において、都道府県知事又は指定市町村の長の許
	可を要することとする農地法に基づく制度。
	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農
	地面積を拡大すること。
	農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解
	消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにす
	ること。
 D農泊	農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用
	した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生き
	がいを持って社会参画を実現していく取組。
農用地区域	市町村が今後農業上の利用を図るべき区域として、農業
	振興地域の整備に関する法律の条件等に基づき農業振興
	地域整備計画に定めた区域。
 〕 農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域にお
	ける土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とそ
	の変化を明らかにし、 農林業施策の企画・立案・推進の
	ための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目
	的に、5年ごとに行う調査。
	【は行】
半農半X	農業と他の仕事を組み合わせた働き方。
●販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万
	円以上の農家。
●人・農地プラン	農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、
	地域における農業の将来の在り方などを明確化するも
	の。
	1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満
	の世帯員がいない個人経営体。
	2つ以上の部門を組み合わせた経営。



7	+	ノー	7
l	⇉	1丁	٠,
	\sim	ıJ	4

	[91]
●みどりの食料システム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノへ
	ーションで実現するために国が定めたもの。
	【や行】
● 有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。
●有機栽培	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並び
	に遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、
	業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した素
	培方法。
●有機JAS制度	JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行れ
	れていることを第三者機関が検査し、認証された事業
	に「有機JASマーク」の使用を認める制度。
●遊休農地	以下の①、②のいずれかに該当する農地。
	①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き
	作の目的に供されないと見込まれる農地
	②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における制
	地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる制
	地(①に掲げる農地を除く。)
●優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を
	行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営
	農条件を備えた農地。
	【ら行】
一种性 政化	利用権 こは、 展来社呂
	来工の利用を自動とする長地の負責信権・使用負信権。 のこと。農業経営の規模拡大を図る農業者と農地を貸
	のこと。
90次连耒10	長林漁業有寺が必要に心して長林漁業有寺以外の有の。 力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2
	刀を侍て主体的に行う、「次座集としての長林漁集と、、 次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の
	7.1
	業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用
	した新たな付加価値を生み出す取組。
	【わ行】
●和歌山市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
	措置に関する法律に基づき、被害防止施策を総合的かっ
	効果的に実施するため、令和3年度からの3年間に取り
	組む被害の防止に関する基本的な方針などについて定め
	た計画。
	A 50

●和歌山市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、平成27年度からの10年間につ
	いて、20年後の都市づくりを見据え、まちづくりに係る
	具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき
	市街地像を示すとともに、整備課題に応じた整備方針、地
	域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をき
	め細かく総合的に定める都市計画の基本方針。
●和歌山市立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、令和17年度までのおお
	むね20年後の都市の展望を見据え、都市施設や土地利
	用等の現況と課題を踏まえたまちづくりの方向性(都市
	機能誘導、居住誘導)、目指すべき都市構造、その将来像
	に向けた実現性の高い具体的な方針や方策を示す計画。
●和歌山農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、平成29年
	度からのおおむね10年先を見据え、自然的、経済的、社
	会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが
	必要であると認められる地域について、その地域の整備
	に関し必要な施策を推進するための計画。
	[H]
●HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、
	危害要因分析及び重要管理点のこと。原料受入れから最
	終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等
	の危害の要因を予測(危害要因分析:Hazard Analysis)
	した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管
	理点:Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属
	探知機による異物の検出等の工程)を継続的に監視・記録
	する工程管理のシステム。
A 0.D0	
●SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発
	目標)」の略称。平成27年9月の国連サミットにおいて
	全会一致で採択された、令和12年を期限とする国際社
	会全体の開発目標。
	7.1.3
●U I Jターン	Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは、出身
	地から進学や就職のため転出した後、出身地に戻ること。
	ターンは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選び移
	り住むこと。Jターンは、出身地から進学や就職のため転
	出した後、出身地の近隣地域に戻ること。

第2次和歌山市農業振興基本計画

~みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業~ 令和4年4月

和歌山市 産業交流局 農林水産部 農林水産課 〒640-8511

和歌山県和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1049

FAX 073-435-1264

e-mail norinsuisan@city.wakayama.lg.jp